# 序 章

1．計画作成の背景と目的
2．計画期間
3．計画の位置づけ
4．大阪狭山市文化財保存活用地域計画における用語の定義

# 1．計画作成の背景と目的

大阪狭山市は、大阪府南部に位置し、市域の中央に飛鳥時代に築造され1,400年の歴史を持つ狭山池（国史跡）があります。市内には、市のシンボルである狭山池をはじめとする多くの歴史文化遺産があり、長年にわたって地域の人たちの手で受け継がれてきました。これらは、市の歴史文化の理解に欠くことのできない財産であり、地域の宝ものです。

本市ではこれまで、歴史文化遺産の調査や研究を継続し、本市の歴史文化の解明に努めてきました。その成果を市史編さん事業や郷土資料館展示事業として広く発信するとともに、学校教育や社会教育に反映し、子どもたちが「このまちに生まれてよかった、住んでよかった」と思えるような、誇りの持てる教育を進めてきました。

しかし、全国的にみられる急激な少子高齢化や核家族化の進行は、歴史文化遺産にも大きな影響を与えています。新型コロナウイルス感染症の流行は、私たちの生活様式に大きな変化をもたらし、価値観の多様化による社会状況の変化は、地域への関心とコミュニティ機能の低下を招いてきました。

社会の急激な変化は、永い年月にわたり歴史文化遺産を支えてきた周辺環境に大きな影響を与えています。祭りや年中行事といった伝統文化の担い手が不足し、管理者不在による歴史文化遺産の破損・盗難も発生しています。本市も長期的には人口の減少を予想しており、今後歴史文化遺産の保存・継承がさらに困難になるおそれがあります。

このような社会状況の中、文化庁では地方公共団体が、地域の文化財を周辺環境も含め、総合的、一体的に保存・活用を進めるための基本的な構想として、平成20年度から「歴史文化基本構想」の策定を推奨しました。

これを受けて本市でも、歴史文化遺産をまちづくりに活かし、次世代に継承することを目的として平成30年度に「大阪狭山市歴史文化基本構想」（以下、「歴文構想」と記す）を策定し、運用してきました。歴文構想では、基本理念を「歴史文化の魅力をともに学び、ともに育み、ともに活かす」としました。そして、市民、地域、行政など、本市と関係するあらゆる主体が、それぞれの役割を認識し、協働して、歴史文化遺産を活かしたまちづくりを進めるための基本方針を定めました。

平成31年（2019）、文化庁は文化財保護法を改正し、この構想に法的根拠を持たせ「文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」と記す）として制度化しました。

地域計画では、文化財保護行政の進む方向性や将来像となる中・長期的な基本方針（マスタープラン）と、短期的に実施する歴史文化遺産の保存と活用に関する措置（アクションプラン）について、計画的・継続的に実施できるように具体的に記載します。地域の文化財行政の方向性を示し、法定計画として定めた内容を、行政だけでなく、地域全体で共有し、多様な関係者が総がかりで保存・活用に取り組むことをめざしています。

本市でも「歴文構想」を先行方針として、中・長期的な基本方針（マスタープラン）と、より具体的な保存と活用の措置（アクションプラン）を定め、地域に残る歴史文化遺産を次世代に引き継ぎ、地域の魅力としてまちづくりに活かすことを目的に本計画を作成しました。

## 2．計画期間

本計画の計画期間は、令和６～ 15 年度（2024 ～ 2033 年度）の 10 年間とします。

本計画を実行する過程で、計画期間を前期と後期に分け事業を実施し、大阪狭山市文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「協議会」と記す）において検証・評価をおこないます。協議会が必要と判断した場合、中間となる令和 11 年度（2029 年度）に、計画の中間見直しをおこないます。

令和 16 年（2034）には、上位計画である第六次総合計画が策定される予定です。それを受けて、令和 14 ～ 15 年度（2032 ～ 2033 年度）には、社会情勢の変化やそれまでの事業の評価を踏まえて本計画の全体を評価し、令和 16 年度を目標に本計画を改訂します。

また、本計画期間中、社会情勢や周辺環境の変化などにより、歴史文化遺産の保存と活用の現状と課題に変更が生じ、計画に支障がでると判断した場合にも、協議会および大阪狭山市文化財保護審議会（以下、「審議会」と記す）での検討を経て計画内容の変更をおこないます。

大幅な変更と判断される、「計画期間の変更」「市域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」については、大阪府・文化庁と協議のうえ、文化庁長官へ変更認定を申請します（第９章２節「計画の進捗（しんちょく）管理と評価」参照）。それ以外の軽微な変更をおこなった場合は、大阪府・文化庁へ情報提供します。

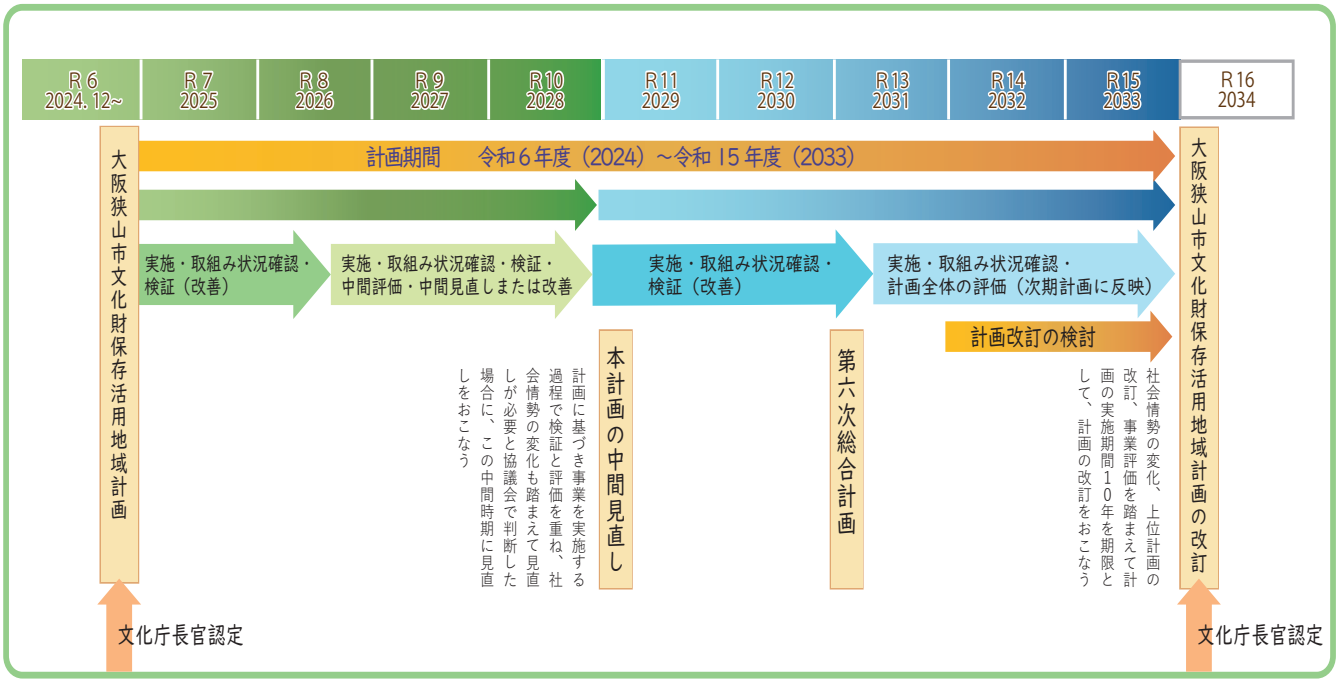


**図1　本計画の計画期間**

# 3．計画の位置づけ

## （1）計画の全体的な位置づけ

本計画は、文化財保護法第 183 条の３第２項に基づいて作成する、文化財の保存・活用に関する法定計画です。

平成 30 年度（2018 年度）に策定した本市の大阪狭山市歴史文化基本構想は、本計画に先行して、本市の文化財保護行政の基本的考え方を整理したものです。本計画認定後も先行する方針として残ります。

あわせて、「大阪府文化財保存活用大綱」、本市の上位計画である「第五次大阪狭山市総合計画」および「第２期大阪狭山市教育振興基本計画」の理念・目標に即した内容とします。

本市が策定している他分野の計画との連携・調整を図り、歴史文化の側面から各施策の推進を支える役目を担います。

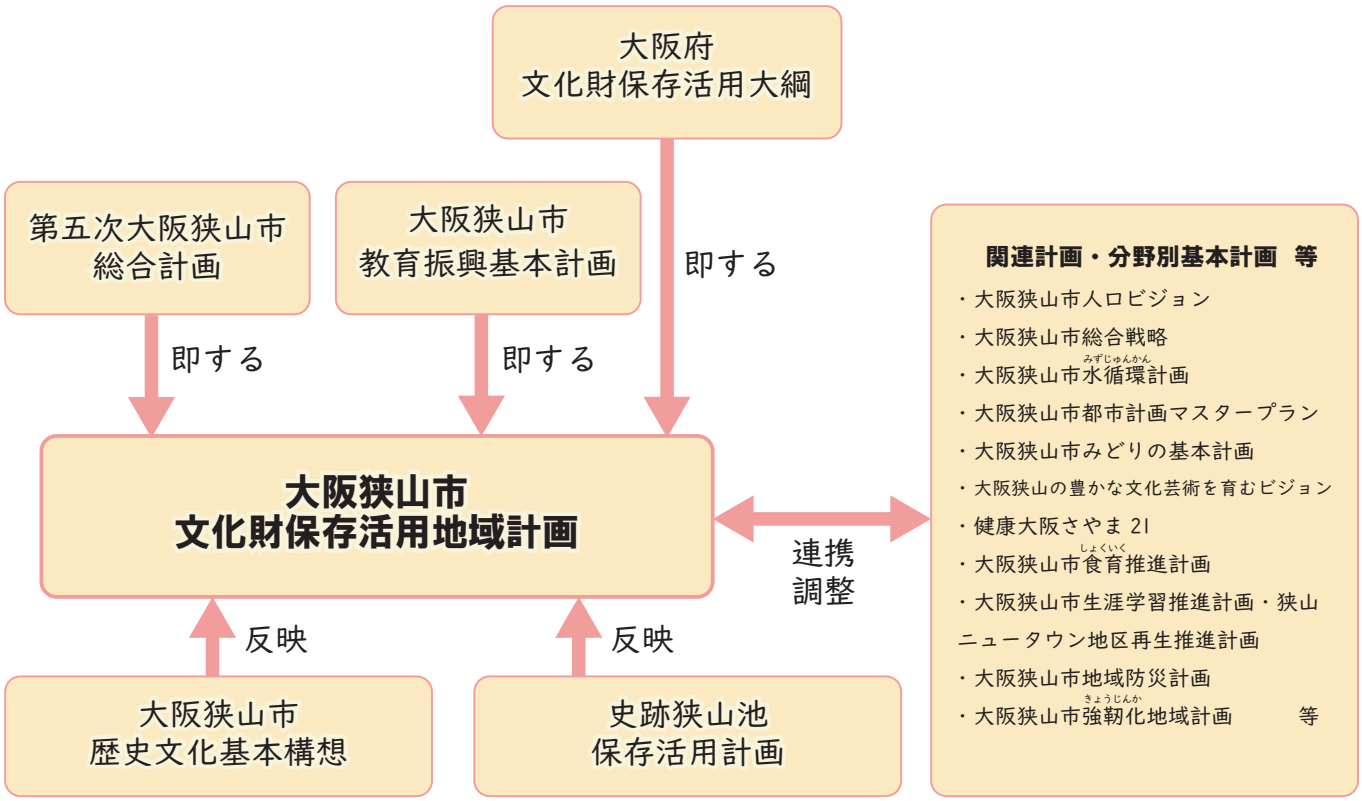


**図2　本計画の位置づけ**

## （2）関連する計画

### ①大阪府文化財保存活用大綱

この大綱では、めざす将来像を「歴史が輝き未来と織り成す魅力都市・大阪」とし、二つの基本理念と三つの基本方針を定めています。

基本方針では、「文化財を確実に保存する」「文化財の価値を伝え、活かす」「地域社会全体で文化財の保存と活用を支える」という三つの方向性を示し、教育･地域･まちづくり･景観･観光といった観点が重要であると記しています。

### ②第五次大阪狭山市総合計画（令和3～ 12 年度（2021 ～ 2030 年度））

この計画は、めざす将来像を「水･ひと･まちが輝き　みんなの笑顔を未来へつなぐまち」と定め、五つのまちづくりの目標と、この目標を実現するための施策を下支えする横断的な目標をあわせ、六つの「施策の大綱」を定めています。この大綱から導き出される施策のうち、本計画に関わるものとして、

・市民文化・歴史文化の振興
・快適で魅力ある都市空間の形成
・水とみどり豊かなうるおいのある環境づくり
・産業の振興によるにぎわいの創出
・生涯学べる環境づくり
・防災・防犯対策の強化
・市民とともにつくる参画と協働のまちづくり
・情報共有と発信の充実

をあげています。

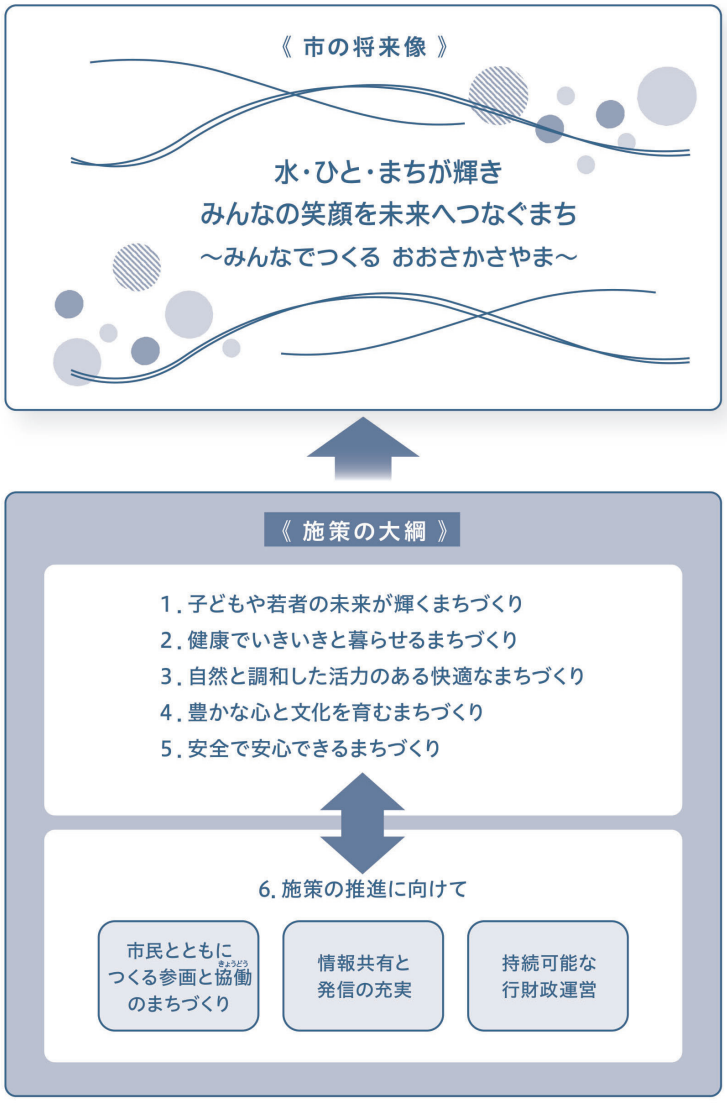


**図3　第五次大阪狭山市総合計画の将来像と施策の大綱**

### ③大阪狭山市歴史文化基本構想（令和元年度（2019 年度）から適切な時期）

文化庁の策定技術指針では、歴史文化基本構想について「地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想で、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるもの」と定義されています。本市ではこの指針に基づき「市民、地域、行政などのあらゆる主体が、それぞれの役割を認識し、協働して歴史文化の魅力をともに学び、ともに育み、ともに活かす取組みを市全域において展開するために、歴史文化を活かしたまちづくりを進めるため」に大阪狭山市歴史文化基本構想を策定しました。

歴文構想では、歴史文化を活かしたまちづくりの基本理念を「歴史文化の魅力を　ともに学びともに育み　ともに活かす」とし、基本理念の実現をめざすための基本方針として、「歴史文化の魅力を　ともに探求し　ともに学ぶ」「歴史文化の魅力を　ともに共有し　ともに育む」「歴史文化の魅力を　ともに高め　ともに活かす」の三つを定めました。これら基本方針に基づく取組みを相互に連携させ、維持することで、歴史文化を活かしたまちづくりに関わるすべての主体が、楽しみながら歴史文化遺産の探求に取り組み、その活動によって歴史文化遺産が適切に保存・活用されることをめざしています。

また、文化財の魅力を高め、わかりやすく価値を伝えていくための方策として、歴史的・地域的に関連する文化財を核として、その周辺環境まで含めた歴史文化遺産を群として捉え、「時代を超えて生き続ける　郷土の誇り狭山池」「式内社周辺の重層的に蓄積する歴史文化」「高野街道等の信仰・交通」「狭山藩による武家文化」「近代化によって生まれた新たな文化遺産」の五つの関連文化財群を設定しました。あわせて、関連文化財群ごとに構成する文化財・歴史文化遺産を結び付けるストーリーを設定しました。関連文化財群とストーリーを運用し、文化財･歴史文化遺産の一体的･総合的な保存と活用を図っています。

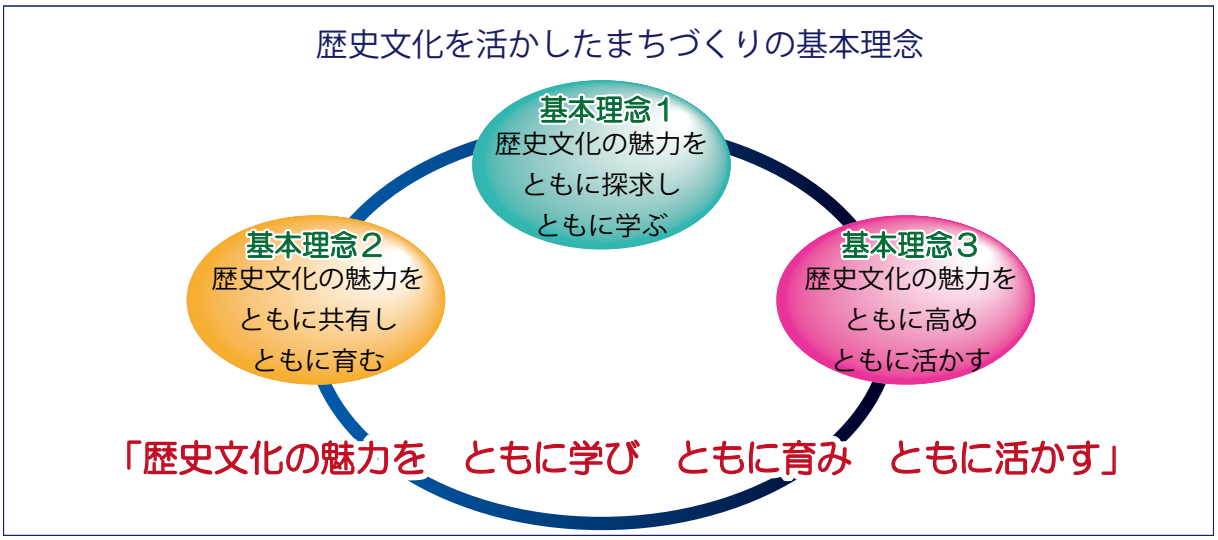


**図4　歴史文化を活かしたまちづくりの基本理念と基本方針概念図**
**（『大阪狭山市歴史文化基本構想』より）**

## ④第2期大阪狭山市教育振興基本計画（令和2～6年度（2020 ～ 2024 年度））

「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を基本理念とし、「郷土を愛し自ら学び、高めあう学習を推進します」を基本方針の一つに掲げ、「歴史文化遺産の継承と活用」「郷土愛の育成」を重点目標にしています。

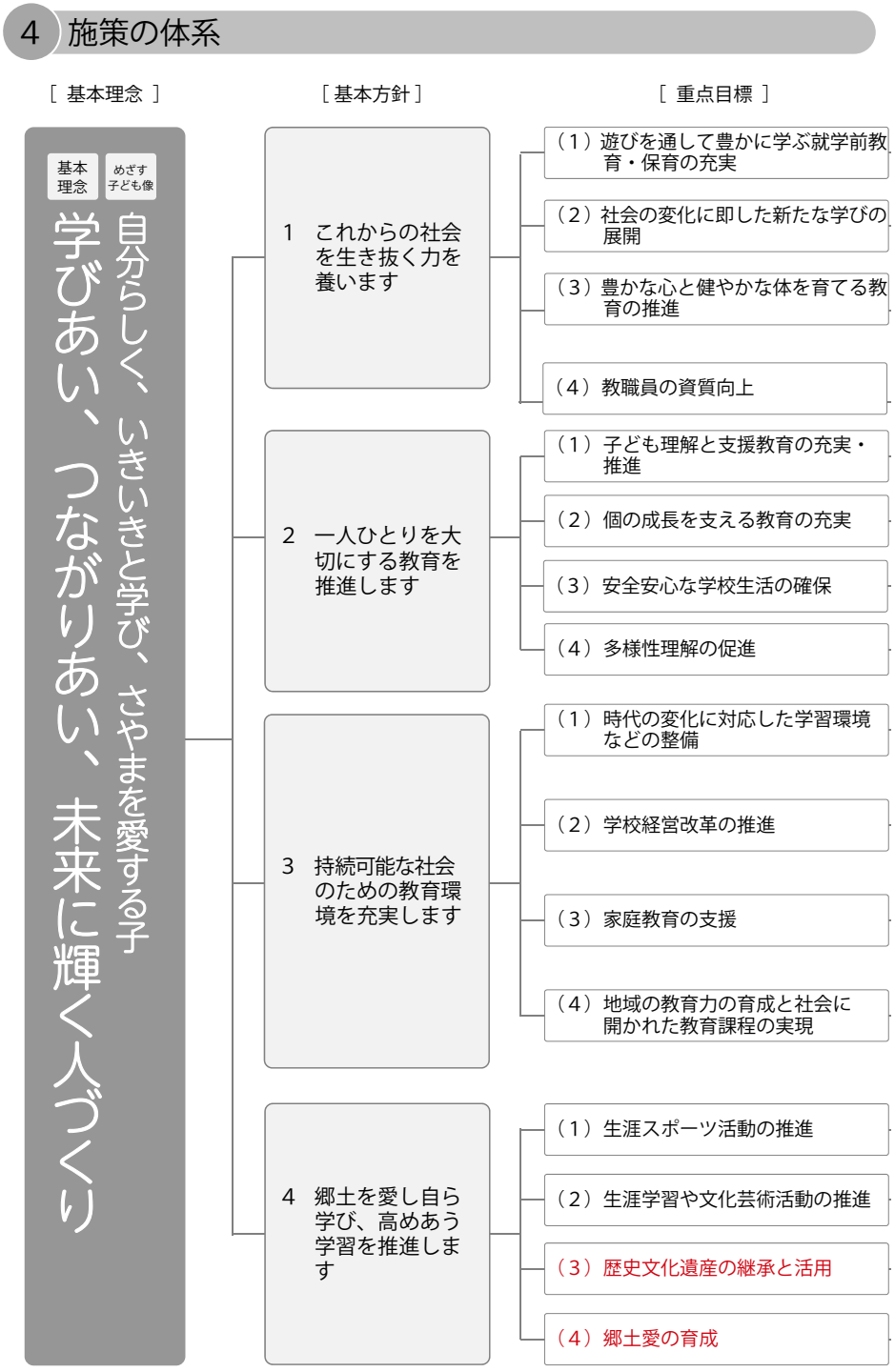


**図5　第2期大阪狭山市教育振興基本計画施策の体系**

## ⑤都市計画マスタープラン（令和4年度（2022 年度）からおおむね 10 年間）

まちづくりの目標やそれを実現していくための取組みを示した、本市のまちづくりの基本的な方針です。本市のまちづくりを取り巻く状況と課題をふまえ、三つの主要テーマを設定しています。

その達成に向けた分野横断的な取組み方針のうち、「Ⅰ〈強みを伸ばす〉身近な魅力が活きる生活空間の向上」には、テーマ別方針４として「歴史文化遺産を活用した魅力づくり」をあげています。その分野別方針である「景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくりに関する方針」として、「景観構造を踏まえた体系的な景観形成」「地域のイメージをつくる景観形成と歴史文化遺産を活かしたまちづくりの推進」の二つを示しています。

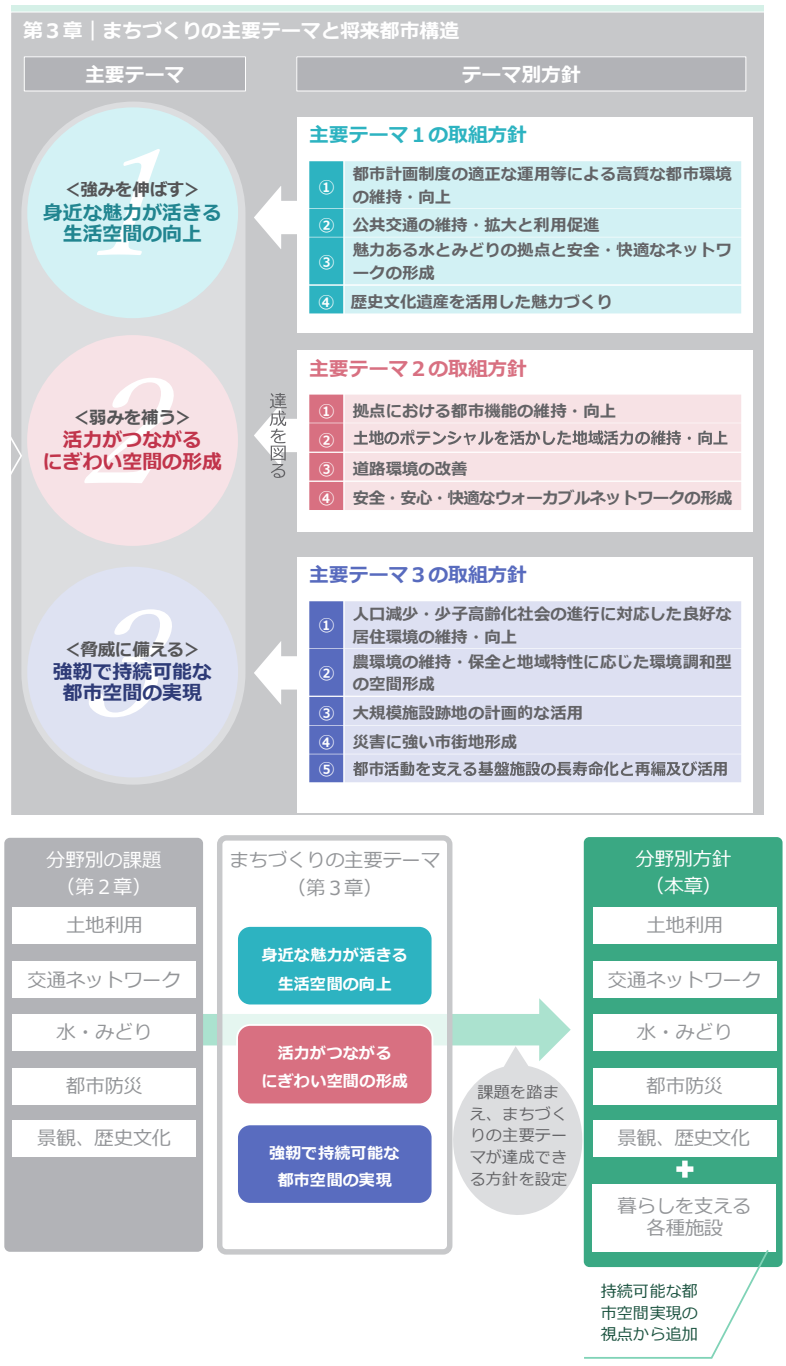


**図6　まちづくりの主要テーマとテーマ別方針**

### ⑥大阪狭山市地域防災計画（令和4年（2022 年）3月改定）

本市の防災に関して、関係する公共的団体が処理すべき事務または業務の大綱等を定め、防災行政の強力な推進を図ることを目的としています。また、本計画「第８章　歴史文化遺産の防災・防犯・災害対策」部分は、この計画に則して作成しました。

### ⑦大阪狭山市水とみどりのネットワーク構想（令和2～ 11 年度（2020 ～ 2029 年度））

本市の豊富で多様な水とみどりの空間を活用して、都市全体の魅力・価値の向上と市民満足度の向上を目的としています。狭山池周辺でのエリアでの価値および魅力の向上、河川周辺や歴史街道などのエリアでの水とみどりが体感できるウォーカブルな空間の形成に向けた取組みについて検討しています。

### ⑧大阪狭山市水循環計画（令和5～ 14 年度（2023 ～ 2032 年度））

水に関する施策の総合的かつ一体的な推進のため策定した計画で、「めぐる『水』ともに生きる大阪狭山」を目標とし、目標を達成するための方針を「水から守る」「水を活かす」「水を育む」としています。方針に基づく具体的な施策のうち、「教育」「観光」などに、狭山池に関する取組みがあります。

### ⑨大阪狭山の豊かな文化芸術を育むビジョン（平成 27 年（2015 年）3月）

文化芸術を通じて、市民のまちへの愛着と誇りを育み、市民が心豊かな生活を創造するまちづくりの方向性を示す行動指針として策定しました。基本理念を「個性と魅力に満ちたさやま文化があふれるまち」とし、文化芸術の活性化に向けた施策の一つに「個性豊かな『さやま文化』の創出」を掲げており、歴史文化遺産の保存と活用などの取組みが個性豊かなまちづくりに不可欠なものとしています。

### ⑩大阪狭山市生涯学習推進計画（令和4～ 13 年度（2022 ～ 2031 年度））

生涯にわたり「いつでも、どこでも、だれでも」自由に機会を選択して学ぶことができ、その成果を活かすことのできる生涯学習社会の実現をめざして策定しました。

生涯学習を通じて、家族や地域の人、高齢者と若い世代等、環境や世代を超えて、ふれあい、交流できる機会をつくり、地域課題の解決に向け、市民・市民活動団体・事業者・行政等の様々な人と人がつながり、支えるまちを共に創ること（共創）をめざしています。

計画の中では、特に「学習活動のきっかけの提供」施策として、下記の取組みをあげています。

**【地域の文化・自然・歴史を知るための学習機会の充実】**

〇狭山池をはじめとする本市の歴史文化遺産をテーマとした講座や講演会、イベントなどを充実し、郷土への愛着を深めます。

〇文化財ガイドなどの歴史文化遺産を紹介する資料を作成し、郷土巡りや学習会をはじめとする市民による自主的な活動を促進するなど、歴史文化や風土を知る機会を充実します。

〇郷土の歴史文化や風土に関する学習を充実するため、子ども向け市史「おおさかさやまの歴史

や本市の豊富な文化財などを活用した「ふるさとさやま学習」、地域の人を学校に招いて地域の伝統や文化などについて話を聞く学習機会を設けるなど、小中学生が主体的に郷土理解を深め、先人の努力を知り、郷土を愛する心をもてるよう、取り組みます。

○自治会・住宅会やまちづくり円卓会議などの地域コミュニティや市民活動団体と連携し、地域の伝統的な行事や社会貢献活動などに子どもたちが参加・体験する機会の拡充を図ります。

○郷土の歴史文化遺産にふれる機会を増やすことを目的に、小学校高学年向けに「こども歴史塾」を継続的に実施します。また、中高生を対象とした歴史文化遺産を利用した地域を理解するための活動や市民を対象とした歴史文化遺産を活用する取組みなどを推進します。

### ⑪史跡狭山池保存活用計画（平成 30 年（2018 年）4月1日～）

100 年後、1000 年後の史跡狭山池が、今と変わりなく水を湛え、水下を潤し、命を守り、人びとの憩いの場所となるように史跡狭山池の価値を、適切かつ確実に保存し保護の方針を定めることで、関係機関と調整を図りながら維持し、将来へ引き継ぐことを目的に策定しました。めざす将来像を６つの大綱として提示し、史跡狭山池の保存・活用を図っています。

1 狭山池のダム・灌漑施設としての機能を保ちつつ、文化遺産としての価値を十分に考慮し、「史跡狭山池」の本質的価値について、多用な目的を持って狭山池を訪れる人びとがその価値を享受できるような状況を創出し、現在から未来へと確実に維持・継承できるようにする。

2 「史跡狭山池」の本質的価値をさらに明らかにするため、計画的・継続的・総合的な調査研究を実施する。併せて調査研究により明らかになった価値を顕在化し、共有するための活用・整備を進め、文化遺産としての総合的な価値の向上に努める。

3 「史跡狭山池」の持つ顕在・潜在する本質的価値を引き出し、その恩恵を享受できるようにするとともに、「史跡狭山池」を中心とした地域の包括的な活用、地域社会を活性化させる魅力ある活用のあり方を模索する。併せて、狭山池博物館との連携を進め、史跡の本質的価値を学びやすい場の提供に努める。

4 「狭山池ダム」「狭山池（灌漑施設）」「狭山池公園」の個々の機能を維持管理するため、「整備（施設）」との調整を図り、「史跡狭山池」とそのほかの機能との相乗的な効果を生み出せるように務める。併せて、周辺地域をも含め、全体として調和の取れた景観形成に努める。

5 大阪狭山市・大阪府及び関係する市などの地方公共団体内における各関係部署間の連携体制を構築する。併せて運営体制として地域住民や活動団体関係機関との連携体制を構築する。

6 史跡狭山池の維持管理・活用などの、状況に応じた適切な保存管理方法と、現状変更等の取り扱い基準を定め、適切な管理運営に努める。

**図7　史跡狭山池保存活用の大綱**

# ４．大阪狭山市文化財保存活用地域計画における用語の定義

## （１）「文化財」

文化財保護法では、文化財を有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の６類型と定義しています。さらに、保護する対象として、埋蔵文化財、文化財の保存技術を掲げています。これらは国・府・市によって指定・選定・登録・選択等がなされ、すでに保護が図られているものもあります。

本計画では、指定等の有無に関わらず、上記の６類型および埋蔵文化財、文化財の保存技術について、本市にとって歴史上・芸術上・学術上・鑑賞上の価値が高いものと、本市に暮らしてきた人々の生活の推移の理解のために欠くことができないものを「文化財」と定義します。

## （２）「歴史文化遺産」

本計画では上記の「文化財」には該当しませんが、本市の歴史文化を理解・説明する上で不可欠であり、市にとって重要で、かつ次世代への継承が必要なものも対象にします。本市の歴史文化を支える人の活動、風土や自然的・地理的環境などの周辺環境と「文化財」をあわせて「歴史文化遺産」と定義します。この場合、「文化財」とその周辺にある環境のほか、歴史文化の理解に必要な場合はすべて「歴史文化遺産」となります。

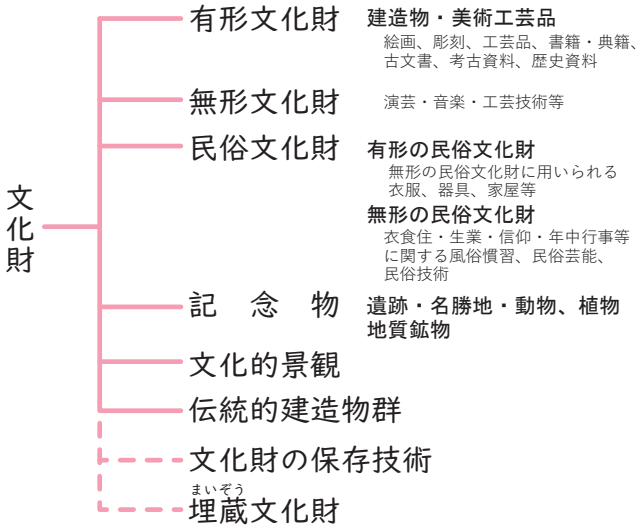


図8　文化財保護法で規定する文化財と保護の対象

図9　大阪狭山市における「文化財」と「歴史文化遺産」